

平成26年6月

議案資料

王寺町

報第1号 [専決処分事項の報告について]
平成26年度王寺町介護保険特別会計補正予算(第1号)の概要

<補正額>

補正前予算額	1,672,000千円
補正額(1号)	4,500千円
補正後予算額	1,676,500千円

<歳入 款別の補正理由>

○諸収入 4,500千円
・雑入(+4,500千円)

<歳出 款別の補正理由>

○諸支出金 4,500千円
・繰上充用金(+4,500千円)
平成25年度介護保険特別会計の赤字補てん分

報第2号 [専決処分事項の報告について]
王寺町税条例の一部を改正する条例について

1. 王寺町に影響のある主な改正概要

(1) 固定資産税の課税標準の特例措置の創設及び見直し

王寺町税条例第27条 兼用

創設

- 浸水想定区域内の一定の地下街等の所有者又は管理者が、水防法に規定された浸水防止計画に基づき、平成26年4月1日から平成29年3月31日までの間に取得した浸水防止用設備について、取得後5年度間はその価格に地方税法の3分の2を参酌して市町村の条例で定めるもの

対象資産	具体的な対象資産
浸水防止設備	止水板、防水扉、排水ポンプ及び換気口浸水防止機

- 平成26年4月1日から平成29年3月31日までに取得された自然冷媒を利用した一定の業務用冷凍・冷蔵機器について、取得後3年度間はその価格に地方税法の4分の3を参酌して市町村の条例で定めるもの

対象資産	具体的な対象資産
ノンフロン製品	CO2ショーケース、空気冷凍システム

見直し 対象資産の取得期限を平成28年3月31日まで延長し、従来は、総務省令で定められていたものを市町村の条例で定めるもの

対象資産	特例率	具体的な対象資産
汚水又は廃液処理施設	総務省令 1/3 条例で定める率 1/3	
大気汚染防止法の指定物質排出抑制施設	総務省令 1/2 条例で定める率 1/2	テトラクロロエチレン溶剤を使用するドライクリーニング機に係る活性炭吸着回収装置
土壌汚染対策法の特定有害物質排出抑制施設	総務省令 1/2 条例で定める 1/2	フッ素系溶剤を使用するドライクリーニング機に係る活性炭吸着回収装置

。 減額措置を伴った → 提出義務は？

(2) 耐震改修が行われた一定の既存建築物に係る固定資産税額の減額措置の創設に伴う提出書類の整備

(3) その他 地方税法改正に伴い、条項等の変更による改正

耐震申請書の提出
判明マ...

2 施行日 平成26年4月1日

報第3号 [専決処分事項の報告について] 王寺町都市計画税条例の一部を改正する条例について

1 改正の概要

地方税法等の一部を改正する所要の改正等による規定の整備

平成26年度税制改正において、固定資産税等の課税計算の特例措置について、現行措置の適用期限の到来及び措置の対象物がなくなったことによる地方税法の改正があったことによる規定整備とする。

2 施行期日

平成26年4月1日

報第4号 [専決処分事項の報告について]
王寺町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

1 改正概要

(1) 後期高齢者支援金分及び介護納付金分に係る課税限度額の改正

後期高齢者支援金分 14万円 → 16万円 → 50世帯
介護納付金 12万円 → 14万円 → 30世帯

(2) 5割軽減及び2割軽減対象世帯の軽減判定所得の引き上げ

<5割軽減>

330,000円に世帯主を除く被保険者1人につき245,000円を加算した額

↓

330,000円に被保険者1人につき245,000円を加算した額

<2割軽減>

330,000円に被保険者1人につき350,000円を加算した額

↓

330,000円に被保険者1人につき450,000円を加算した額

2 施行期日

平成26年4月1日

12/17 対象世帯は? 税額は? 50, 30
(1) 2世帯 Δ168,000
(2) 183世帯 Δ4,200,000

報第5号 平成25年度王寺町一般会計予算繰越明許費繰越計算書について

国の補正予算に係る事業など6事業分 繰越額合計 228,651千円

○国の補正予算を受けて年度末に補正計上したもの

・道路ストック総点検事業 14,000千円

27.3.31.

○事業の進捗状況及び国の補正予算を受けて年度末に補正計上したもの

・学校非構造部材耐震化事業(小学校) 126,391千円
 ・学校非構造部材耐震化事業(中学校) 64,026千円

26.8.31

○事業の進捗状況によるもの

・庁舎耐震補強実施設計事業 → 26.8.31 11,200千円

・総合計画策定事業 27.3.31. 3,334千円

・子ども・子育て支援新制度に伴うシステム改修事業 9,700千円

26.9.30

報第6号 平成25年度王寺町下水道事業特別会計予算繰越明許費繰越計算書について

大和川上流流域下水道市町村建設負担金 1,800千円

平成26年度事業に係る第2浄化センター耐震工事

議第30号 平成26年度王寺町一般会計補正予算（第1号）の概要

<補正額>

補正前予算額	7,550,000千円
補正額（1号）	+86,534千円
補正後予算額	7,636,534千円

<歳入 款別の主な補正理由>

○分担金及び負担金 +2,023千円

・預かり保育料（+840千円）

日額100円×一日20人×月20日間×7ヶ月×3園=840千円

・寺子屋塾負担金（+1,183千円）

費用負担分

（小学4年生～6年生）月額2,000円×59名×7ヶ月=826千円

（中学1年生～3年生）月額1,000円×51名×7ヶ月=357千円

○県支出金 +46,211千円

・安心子育て支援対策事業費補助金（+46,211千円）

片岡の里保育園園舎増築工事に係る県補助金

補助基本額92,422千円×補助率1/2=46,211千円

○町債 +38,300千円

・臨時財政対策債（+38,300千円）

補正前163,700千円+補正額38,300千円=計202,000千円

<歳出 款別の主な補正理由>

○総務費 +7, 260千円

・役場庁舎内石綿撤去工事 (+6, 500千円)

役場庁舎耐震補強実施設計業務中に、階段天井部分の吹き付け素材にアスベスト(含有率5.2%。国基準は0.1%)の使用が確認されたことから、庁舎耐震補強工事と同時期に撤去工事を実施する。なお、室内空気中のアスベストの濃度(空気1リットル中の繊維数)は、一番多い箇所でも0.11本と、国基準の10本を大きく下回ることを調査確認済み。

・王寺町交通防犯対策協議会補助金 (+610千円)

王寺町交通防犯対策協議会の事業として、小学1年生から3年生までの児童に、「雪丸」をプリントした反射付きバッグを配布することから、補助金を増額する。

単価@940円×600個×1.08=610千円

・地域支援員事業 (+150千円)

町内自治会で組織された5つの地区自治連合会を対象に「地域支援員制度」を新たに創設する。地区担当の職員を割り当て、地区の会議に出席し、町の施策や計画等の情報をお知らせするとともに、地域の課題や要望等を伺い、課題解決に向けて共に取り組んでいく。当面の間は、安全・安心の協働のまちづくりに資するように、防犯、防災面における支援を重点的に実施する。

(職員の特種勤務手当)

一時間当たり1,000円×3時間×5日×10人=150千円

○民生費 +69, 316千円

・片岡の里保育園園舎増築工事補助金 (+69, 316千円)

子育て世代の転入の増加に対応し、定員を増やすための園舎増築工事に対して、補助金を交付する。(定員60名増。現在の定員170名→230名)

補助基本額92,422千円×補助率3/4=69,316千円

(補助基本額のうち、県補助分1/2 46,211千円、町負担分1/4 23,105千円)

○消防費 +1,018千円

・女性消防団員に係る人件費及び活動服購入費 (+990千円)

全国では女性消防団員が年々増加しており、時代に即した新しい消防団を目指し、女性の視点も含めて、迅速かつきめ細やかな活動を広げていくため、女性分団を結成する。

・防災会議委員報酬 (+28千円)

災害時の避難活動において女性への配慮やプライバシーを確保するため、女性の視点を活かしていけるよう、女性委員を加えるなど、定数を5名増員する。(定数10人→15人。うち危機管理監1名)

委員報酬 日額7,000円×4名(危機管理監を除く) =28千円

○教育費 +8,940千円

・南幼稚園通園バス塗装委託料 (+300千円)

4月から運行開始した南幼稚園の通園バスについて、カラーリング塗装を行い、車体の前後左右に「雪丸」のイラストを描く。

・預かり保育事業 (+687千円)

子育て支援を目的として、9月1日より、町立幼稚園3園において、希望する園児を対象に、月曜日から金曜日(休業日を除く)の教育時間終了後から午後4時まで、「預かり保育」を実施する。

・寺子屋塾事業 (+7,953千円)

児童・生徒一人ひとりの学力及び学習意欲の向上を図り、地域教育力を強化することを目的として、小学4年から6年までの児童と中学1年から3年までの生徒を対象に、大学生や退職教員、NPO法人など地域の経験豊富な人材を活用した指導員のサポートを受けながら、学習することができる「寺子屋塾」を開講する。

(小学4年生～6年生)

日時：毎週火・木・金曜日 午後4時15分～午後6時

場所：各小学校

(中学1年生～3年生)

日時：毎週土曜日 午後1時30分～3時30分

場所：やわらぎ会館、文化福祉センター

議第31号 王寺町附属機関の設置に関する条例の制定について

1 概要

(1) 要綱等をその設置根拠とする附属機関に準ずる審議会等について、その組織、権能、目的、所掌事項等を再確認し、附属機関の性格を有するものと判断されるものについて、また、新たに設置する附属機関について、本条例により一括して設置することとするため、条例を制定するものである。

(2) 以下のものについて、本条例において一括して設置することとする。

① 既存の附属機関に準ずる審議会等について、その会議形態、審議事項等を再検討した結果、地方自治法上の附属機関として位置付けるもの
(⇒ 例規集に登載しておらず、各担当部署において運用している要綱等について、今回条例化するもの)

② 要綱等により、すでに設置している審議会等で地方自治法上の附属機関に該当していると認められるもの
(⇒ 例規集に登載されている要綱等について、今回条例化するもの)

③ 新たに設置する附属機関

※ 本条例に規定されることとなる附属機関

	名称	担当課	上記の①から③までのうち、該当する項目
1	王寺町地域包括支援センター等運営協議会	住民福祉部福祉介護課	①
2	王寺町介護保険事業計画等策定委員会	住民福祉部福祉介護課	①
3	王寺町地域福祉計画策定委員会	住民福祉部福祉介護課	③

4	王寺町障害福祉計画等策定委員会	住民福祉部福祉介護課	①
5	王寺町民生委員推薦会	住民福祉部福祉介護課	②
6	王寺町予防接種健康被害調査委員会	住民福祉部国保健康推進課	②
7	王寺町保健衛生指導委員	住民福祉部住民課	②
8	王寺町地籍調査推進委員会	地域整備部建設課	②
9	王寺町消防委員会	総務部総務課	②
10	王寺町賞じゅつ金等審査委員会	総務部総務課	②
11	王寺町就学指導委員会	教育委員会学校教育課	②
12	王寺町奨学生選考委員会	教育委員会学校教育課	②
13	王寺町青少年指導委員会	教育委員会生涯学習課	②

(3) 本条例の制定に伴い、関連する例規について必要な整備を行う。

2 施行期日

公布の日

議第 3 2 号 職員の配偶者同行休業に関する条例の制定について

1 概要

地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）の一部改正により、配偶者同行休業制度が創設されたことに伴い、職員の配偶者同行休業に関し必要な事項を定めるため、本条例を新規制定するものである。

2 配偶者同行休業とは

公務において活躍することが期待される有為な地方公務員の継続的な勤務を促進するため、職員が、外国で勤務等をする配偶者と生活を共にすることを可能とする休業制度

3 施行期日

公布の日

議第33号 王寺町立幼稚園預かり保育条例の制定について

1 概要

保護者の子育て支援を目的として、預かり保育の利用を希望する町立幼稚園の在園児を対象に、教育時間終了後も引き続き保育をするため、本条例を新規制定するものである。

2 主な規定内容

- (1) 預かり保育を利用しようとする保護者は、あらかじめ園長の承認を受けなければならない。
- (2) 預かり保育料の額は、園児1人につき日額100円とする。
ただし、教育委員会において特に必要があると認める者については、預かり保育料を減額し、又は免除することができる。
- (3) 預かり保育の実施に関し必要な事項は、教育委員会が規則で定める。

3 施行期日

平成26年9月1日

議第34号 王寺町寺子屋塾の設置及び運営に関する条例の制定について

1 概要

(1) 地域の経験豊富な人材を活用することにより、王寺町内の小中学校に通う児童・生徒一人ひとりの学力及び学習意欲の向上を図ることを目的に、王寺町寺子屋塾を設置するため条例を制定するものである。

(2) 寺子屋塾の実施日、場所、参加対象、内容、時間については、以下のとおりである。

	実施日	実施場所	参加対象	内容	時間
小学校	週3回 火、木、金曜	王寺小学校 王寺北小学校 王寺南小学校	小学4～ 6年生	国語、算数を基本とし、復習を中心に学習する。	午後4時 15分～ 午後6時
中学校	週1回 土曜	王寺南公民館 やわらぎ会館	中学1～ 3年生	国語、数学、英語を基本とし、復習を中心に学習する。	午後1時 30分～ 午後3時 30分

(3) 費用の負担

- ・ 小学校の児童 児童1人につき月額2,000円
- ・ 中学校の生徒 生徒1人につき月額1,000円

ただし、教育委員会が特別の事由があると認めるときは、上記の費用負担について、減免することができる。

(4) スタッフとして各会場に「コーディネーター」及び「指導員」を置く。コーディネーターは会場ごとに一人配置し、指導員は、参加する児童生徒数に応じた適切な人数を割り当てる。

2 施行期日

平成26年9月1日

議第35号 王寺町防災会議条例の一部を改正する条例について

1 改正趣旨

大規模災害が発生した際、避難時や避難所での女性への配慮やプライバシーの確保が全国的に課題とされていることから、本町防災会議の委員に女性の視点から防災・減災・復興について提言できる者を加えるなど、その時代のニーズに合わせて委員の体制を構成できるように一部改正を行うものである。

2 施行期日

公布の日

議第36号 王寺町税条例等の一部を改正する条例について

1 改正の概要

地方税法等の一部改正に伴う所要の改正

王寺町に影響のある主なもの

(1) 軽自動車税の見直し

- 軽四輪車等及び小型特殊自動車の税率を引き上げ

※ 軽四輪車等については、平成27年4月1日以後に最初の新規検査を受けるものから新税率を適用（平成27年度分より）

- グリーン化を進める観点から最初の新規検査から13年を経過した軽四輪車等について重課税率を適用（平成28年度分より）

車種区分			税率		重課税率
			現行	改正案	
三輪			3,100円	3,900円	4,600円
四輪以上	乗用	自家用	7,200円	10,800円	12,900円
		営業用	5,500円	6,900円	8,200円
	貨物用	自家用	4,000円	5,000円	6,000円
		営業用	3,000円	3,800円	4,500円
専ら雪上を走行するもの			2,400円	3,600円	
小型特殊		農耕作業用	1,600円	2,400円	
		その他	4,700円	5,900円	

- 原付及び二輪車の税率を引き上げ（平成27年度分より）

車種区分		税率	
		現行	改正案
原付	50cc以下	1,000円	2,000円
	50cc超90cc以下	1,200円	2,000円
	90cc超125cc以下	1,600円	2,400円
	ミニカー	2,500円	3,700円
軽二輪(125cc超250cc以下)		2,400円	3,600円
小型二輪(250cc超)		4,000円	6,000円

(2) 地方法人課税の偏在是正措置

◎ 地方法人課税の偏在是正のための措置

- 地域間の税源の偏在性を是正し、財政力格差の縮小を図るために、法人町民税法人税割の税率を以下のとおり引下げ。

	現 行		改 正 案	
	[標準税率]	[制限税率]	[標準税率]	[制限税率]
法人町民税の法人税割	12.3%	14.7%	9.7%	12.1%
平成26年10月1日以後に開始する事業年度より適用				

※ 法人町民税の税率引下げ分相当については、地方法人税（国税）を創設して、地方交付税原資化

(3) その他 地方税法改正に伴い、条項等の変更による改正

2 施行期日

各改正項目別に、法律の施行日に合わせて施行する。

議第37号 王寺町地区計画区域内建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例について

1 改正趣旨

都市計画である「大和都市計画地区計画」の変更により、南元町地区に設定している地域サービス地区の「建築物等に関する事項」が変更されることとなったことから、本条例において同計画の規定を引用している箇所について、必要な改正を行うものである。

2 施行期日

平成26年7月1日

議第38号 王寺町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例について

1 改正趣旨

(1) 時代に即した新しい消防団として、その活動に女性の能力を活用する必要があることから、女性が本町消防団に入団できるようにするため、本条例の一部を改正する。

(2) 団員の定員を、120人から130人とする。

2 施行期日

公布の日